

## イータス株式会社 購買条件書

以下の購買条件は、イータス・グループの全会社（ETAS GmbH および直接的または間接的に同社の管理下にある会社）の世界共通のビジネス活動の枠組みにおける当社購買過程を規定するものとし、イータス・グループの全会社および会社、公法に基づく法人および特別基金との間の取引に適用される。

### 1. 総則

当社の購買条件（以下、本購買条件という）は、排他的に適用される。本購買条件に反するか、これと異なるサプライヤー側の一般取引条件は、当社が書面により特に同意しない限り、認められない。サプライヤーの契約条件が本購買条件に矛盾または補完するものであることを知った上で商品およびサービス（以下、製品という）をサプライヤーから受入れまたは支払いが行われたとしても、当社がサプライヤーの一般取引条件に同意したことにはならない。同様に、従前に合意された、本購買条件に矛盾、またはこれを補完するサプライヤーの契約条件は、今後認められないものとする。

### 2. 契約の締結および修正

- 2.1 注文、数量契約（以下、契約、納入指示ならびにそれらの修正および補足は、書面にて行われなければならない。
- 2.2 本購買条件に対する追加修正および補足など、いかなる内容であれ口頭による合意が効力を生ずるためには、文書によって当社が確認しなければならない。
- 2.3 テレファクス、遠隔データ送信または電子メールによる通信の場合も、書面としての要件が満たされているとみなされる。
- 2.4 明確な別段の合意がない限り、見積りは拘束力を有し、これが補正されることはない。
- 2.5 サプライヤーが当社の注文書受領後 2 週間以内に注文を受け入れない場合は、当社はその注文を取り消すことができる。
- 2.6 サプライヤーが、注文書および納入指示計画書受領後 2 営業日以内に異議を唱えない場合、注文書および納入指示計画書上での納入指示は拘束力を有することになる。
- 2.7 ETAS GmbH の梱包仕様書（[www.etas.com](http://www.etas.com) のダウンロードセンターで閲覧可能）ならびに Robert Bosch GmbH のロジスティックマニュアル（[www.bosch.de](http://www.bosch.de) の「Purchase and Logistics」のダウンロードページで閲覧可能）が適用されるものとする。
- 2.8 作業およびサービスについては、ETAS GmbH の作業・サービス購買に関する購買追加条件書が適用されるものとする（[www.etas.com](http://www.etas.com) のダウンロードセンターで閲覧可能）。

### 3. 納入

- 3.1 合意済みの納期および日付は、拘束力を有する。合意済みの納期および日付の時間通りの遵守は、当社が商品を受領した日を基準として判断される。納入につき、当社の「工場持ち込み渡し条件（frei Werk）」が合意されていない限り（2010年版インコタームズに基づく DAP または DDP）、サプライヤーは、船積業者と合意した荷積および船積時間を考慮した、しかるべき日時までに商品を納入するものとする。
- 3.2 サプライヤーが組立ておよび据付けにも責任を有する場合、サプライヤーは、移動費用、工具の確保および日当など、必要なすべての費用を負担するものとする。

- 3.3 合意した期日が守られない場合、法令の規程が適用される。サプライヤーは、生産、原料、納期遵守が困難な状況または時間通りの納入もしくは合意した品質の納入を妨げる恐れのある状況が予測される場合、直ちに、当社の発注部門に通知しなければならない。
- 3.4 納入またはサービスの遅延を承諾した場合であっても、納入またはサービスの遅延による当社の損害賠償請求権を放棄することにはならない。本項は、当該納入またはサービスについて当社が支払うべき金額が全額支払われるまで適用される。
- 3.5 分納は、当社が明確に同意している場合または承諾すると合理的に予想できる場合を除き、原則として認められない。
- 3.6 数量、重量および寸法に関しては、サプライヤーが数値の相違を証明した場合を除き、受入検査中に当社が測定した値が優先される。
- 3.7 ソフトウェアに関する購買追加条件書に別段の規定がない限り、当社は納入と併せ、納入された範囲のソフトウェアを、時間および地域の制限なく使用する単純使用権を受領するものとする。当社に許容される使用には、特にソフトウェアの複製、読み込みおよび実行が含まれる。
- 3.8 また、これには、AtkG（ドイツ株式会社法）第 15 条の意味による当社関連会社ならびに当社製品の製造を責務とし、その観点でソフトウェアの使用権を必要とする当社の二次請負業者に対し、ソフトウェアをサブライセンス、貸与およびその他いかなる形式の譲渡も含まれる。さらに、顧客向けハードウェア製品の一部としてソフトウェアを譲渡することおよびその使用権を供与することも当社において許容された使用に含まれるが、その場合は、当該ハードウェアの使用に必要な場合に限られる。
- 3.9 ソフトウェア資料を含め、当社は、合意された性能特性により、かつ、合意に従って製品を使用するために必要な限りにおいて、ソフトウェア資料を含め、提供されたソフトウェアを使用する権利を有する。また、当社は、合理的な数のバックアップコピーを作成する権利を有する。
- 3.10 ETAS GmbH のソフトウェアに関する購買追加条件書（[www.etas.com](http://www.etas.com) のダウンロードセンターで閲覧可能）ならびにオープンソースソフトウェア関連製品に関する購買追加条件書が、ソフトウェアに適用される（本購買条件書の付録に収録）。

#### 4. 不可抗力

- 4.1 天災、過失に因らない操業への妨害、社会不安、政府の措置、その他不可避の事由が生じた場合、その継続期間中、当社は時間通りの納入を受け取る義務を免除される。そのような事象の発生中および事後 2 週間、当社は—その他の権利は別として—契約の全部または一部を解除する権利を有する。ただしそれは、かかる事由が長期間にわたり継続し、その結果として、同等の商品が他社で調達される場合、当社の必要調達量が著しく減少することを条件とする。
- 4.2 上記 4.1 項の規定は、労働争議の場合にも適用される。

#### 5. 発送通知およびインボイス

当社の発注書および納入指示書の詳細が適用されるものとする。インボイスには、インボイス番号およびその他の割当参照情報を記載し、印刷された郵送先住所に 1 部を送付することとする。インボイスは、出荷物と同梱してはならない。

#### 6. 価格設定および危険負担の移転

別段の合意がない限り、価格は、梱包込みの「仕向地持込渡し条件」（2010 年版インコタームズの DAP）によるものとする。付加価値税（VAT）または消費税および地方消費税は含まれない。サプライヤーは、商品が契約に従って所定の納入場所で当社または当社の代理人によって受け取られるまで、その商品の紛失または損傷にかかわるあらゆる危険を負担する。

## 7. 支払条件

別段の合意がない限り、インボイスおよび商品またはサービス提供の両方を受領した時点から 20 日以内に支払う場合は 3%の値引きが適用され、それ以降に支払う場合は値引きが適用されない条件で、インボイスの支払が行われるものとする。支払いは、インボイスの確認をもって行う。

## 8. 再委託業者

サプライヤーは、単独でサービスを提供するものとする。当社が書面で事前承諾を与えない限り、いかなる第三者も、サービスの一部履行のために再委託業者となることはできない。再委託業者を使用する場合も、サプライヤーは、サービス履行の成功に責任を負うものとする。

## 9. 瑕疵の通知

9.1. 品質保証契約においてサプライヤーとの間で別途の合意がない限り、当社は受入検査にて特に輸送上の損傷および不一致などの明らかな損傷ならびに納入物の同一性または数量の確認のみを行う。

9.2. 何らかの瑕疵が発見された場合、当社は、不当な遅延なく、瑕疵につき通知を行う。

9.3. この限りにおいて、サプライヤーは、瑕疵通知の遅延につき異議を唱える権利を放棄する。

## 10. 瑕疵に基づく損害賠償請求

10.1 品質および権原に関する瑕疵に関連する法令の規定が適用される。ただし、以下、本購買条件書に別段の定めがない場合は、この限りでない。

10.2 当社は、どのような対策を実施するかを決定する権利を有する。対策の実施場所は、予定された製品所在地とする。これは、瑕疵に基づく損害賠償請求が行われた時点で製品が所在した場所をいう。サプライヤーは、当社が選択した対策が過度な費用負担なしには実施できない場合、その対策を拒否することができる。

10.3 当社が瑕疵の是正を要請したにもかかわらず、サプライヤーが是正に着手しない場合において、緊急を要するとき、特に深刻な危険を回避し、または損害の拡大を防止する必要があるときは、合理的な短期救済期間の後、当社は、自ら是正を行うか、第三者に是正を請け負わせる権利を有し、その費用はサプライヤーが負担する。

10.4 サプライヤーは、製品が第三者の権利を侵害したことに基づく第三者からのいかなる損害賠償請求につき、当該請求に対しサプライヤーが正当な権限を有していることを説明可能でない限り、当社を免責する。さらに、サプライヤーは、当社の要請に応じて、かかる第三者による損害賠償請求に対する防御に必要となる、サプライヤーのサービスに関する情報および文書を直ちに当社に提供するものとする。

10.5 損害賠償請求の期限は 3 年とする。損害賠償請求の期限は、請求が起こされた年で、かつ、当社がその請求の正当性を証明する事情および債務者の事情を承知するに至ったか当社が重大な過失なくこれを承知しているべきであった年の末から開始する。それより長期の法定期限が存在する場合、これが優先するものとする。この規定は、情報および文書に関する上記の追加的請求にも適用される。

10.6 建物の建設において慣習的利用に従って使用されてきた製品が瑕疵の原因となっている場合を除き、品質クレームに関する損害賠償請求の期限は 3 年とする。ただし、故意に虚偽表示をした場合はこの限りでない。期限は、製品納入（危険負担の移転）時から起算する。これより長期の法定期限が存在する場合、それが優先するものとする。

10.7 権原の瑕疵に基づく損害賠償請求の場合、上記 10.5 項の規定（損害賠償請求の期限）が適用されるものとする。これより長期の法定期限が存在する場合、それが優先するものとする。

10.8 サプライヤーが、代替品を供給することで対策義務を果たす場合、代替品の保証期間は、その納入後新たに開始する。ただし、対策を実施する際に、サプライヤーが、代替品の供給は紛争

を回避するため、または、納入関係を継続するために、純粋に善意から行うものであると明確かつ適切に留保した場合は、この限りではない。

10.9 対策の実施において、サプライヤーは、輸送、移動、労働、据付け、分解および部材の費用を負担するものとする。瑕疵のある製品の結果として、当社が合理的に製品の修理または交換を行う権利を有する修理または交換に関して経費または費用を被る場合、それが、特に、選別のための費用、通常の範囲を越える商品の受入検査のための費用、瑕疵検査・分析を行うための費用ならびに社外または社内の従業員を関与させる費用の場合、サプライヤーは、当該費用を負担するものとする。ただし、サプライヤーがその瑕疵に責任がない場合は、この限りではない。

10.10 サプライヤーは、再委託業者の過失につき、自己の過失と同様に責任を負うものとする。

## 11. 製造物責任およびリコール

11.1 当社に対して製造物責任に基づく損害賠償請求がなされた場合において、サプライヤーが供給した製品の瑕疵が損害の原因であるときは、サプライヤーは、当社をその損害賠償請求から免責する義務を負う。ただし、過失に基づく製造物責任が問われる場合は、サプライヤーに過失があるときに限り、これが適用される。損害原因がサプライヤーの責任の範囲内にある限りにおいて、サプライヤーは、自社に過失がないことを証明しなければならない。

11.2 上記 11.1 項の場合、サプライヤーは、いかなる法的行為の費用も含め、すべての費用を負担するが、ただし、すべての費用が、必要ではなく適切でない場合を除く。

11.3 その他すべて法令の定めるところによるものとする。

11.4 サプライヤーの供給した製品の瑕疵を原因の一部または全てとして製品をリコールする場合、それに先立って、当社は、サプライヤーに通知し、サプライヤーに共同作業の機会を与え、効率的なリコール方法をサプライヤーと協議する。ただし、特に緊急性を要するために、サプライヤーへの通知またはサプライヤーの共同作業が不可能である場合を除く。リコールに伴う費用は、サプライヤーが供給した製品の瑕疵に起因して生じたリコールである場合、サプライヤーが負担するものとする。

## 12. 契約の撤回権および解除権

12.1 当社は、サプライヤーの財務事情に根本的悪化しているか、その恐れがある場合、かつその結果として、当社への供給義務の履行が危ぶまれる場合は、法に基づく契約の取消権に加え、契約を撤回または解除する権利を有する。

12.2 当社は、さらに、以下の場合にも契約を撤回または解除する権利を有する

- a) サプライヤーが支払不能に相当する場合
- b) サプライヤーが支払いを停止した場合
- c) サプライヤーに支払不能の恐れが差し迫っている場合
- d) 破産法による、またはサプライヤーの債務超過が明らかである場合
- e) サプライヤーの資産または業務に関して、サプライヤーが破産手続きまたは清算手続きを申請した場合、または
- f) サプライヤーの資産に関する破産手続きの開始が、無資力を理由に却下された場合

12.3 サプライヤーが一部履行をした場合において、当社にとってそのような一部履行に何らの利益がないときは、当社は契約全体を解除する権利を有する。

12.4 上記の契約の取消権または各解除権に基づき、当社が契約を撤回または解除する場合、サプライヤーは、結果的に生じた損失または損害を当社に賠償しなければならない。ただし、契約を撤回または解除せしめる権利につき、サプライヤーの責に帰さないものについては、この限りでない。

12.5 本 12 条の定めにより、法に基づく権利および請求が制限されることはないものとする。

### 13. 施設内作業

契約に基づき当社の施設で作業を行うサプライヤーは、適用法令に加え、当社施設の規則を遵守しなければならない。サプライヤーは、注文履行の責任者として、監督・管理義務を確実に行う者を指名する義務を負う。サプライヤーの責任者は、適切な安全対策を定め、相互の危険性につき当社および影響を受ける第三者に通知するため、作業実施前に、コーディネーターと共に確認を行う義務を負う。サプライヤーは、第三者を危険から保護する他、自己の従業員および再委託業者の指導および安全に対する責任を負う。サプライヤーは、当社施設内では、適切かつ十分に的確な従業員および安全な作業装置のみを使用することができる。当社施設でいかなる事故が発生した場合には、直ちに当社に報告しなければならない。

### 14. 支給材料

当社がサプライヤーに有償または無償で支給する材料、部品、容器および特殊な包装材（「支給物」）の所有権は、当社に帰属する。ただし、サプライヤー支払義務のある場合は、全額支払が行われるまでに限られる。それらは、指定された用途にのみ使用することができる。支給物の加工および組み立ては、当社のために行う。当社の材料および部品で製造された製品につき、製品全体の価値に対する支給物の価値に応じて、当社が共同所有者であることに合意する。この場合、サプライヤーは、当社のためにその製品を安全に保管する。当社は、当社の支給物に起因して生じた請求が全額弁済されるまで、当社の支給物を使用して製造された製品の共同所有権を留保する。サプライヤーは、所有権の留保を条件として、通常業務の中で当社の支給物を使用して製造された製品を販売する権利を有する。サプライヤーは、かかる販売によりサプライヤーに生じた全ての債権および付随的権利を当社に譲渡する。譲渡された債権は、支給物を通じて当社に生じた債権の担保となる。サプライヤーは、譲渡された債権を回収する権利を有する。当社は、サプライヤーが当社に対する自己の義務を十分に履行しない場合、支払不履行の場合、支払実施を停止した場合、または、サプライヤーが自己の資産につき、支払不能訴訟手続もしくは類似の債務処理手続の開始を申請した場合、本 14 条に従い、サプライヤーの権利を取消すことができる。また、当社は、サプライヤーの財務事情に根本的悪化が生じているまたはその危険が生じている場合、サプライヤーが支払不能または債務超過に相当する場合、本 14 条に従い、サプライヤーの権利を取消すことができる。当社の担保価値が債権価値を合計で 10% 以上超過した場合、当社は、サプライヤーからの依頼があれば、その範囲において任意で担保を解除するものとする。

### 15. 文書化および守秘義務

15.1 サプライヤーは、当社が開示したすべての営業上または技術上の情報（提供された物、文書またはソフトウェアから参照できる特徴、その他事実または経験値を含む）につき、それらの情報が公知であると証明されない限り、かつ、公知でない範囲内において、第三者に対して秘密を保持するものとし、サプライヤーの事業施設内にいる者のうち当社への納品の目的でその情報を利用する必要がある、かつ、秘密保持義務を負っている者に対してのみその情報を開示することができる。当該情報は、当社が引続き独占的所有権を保持する。当社の書面による事前承認なくして、その情報を（当社への納品を目的とする場合を除き）複製したり、商業目的に利用したりしてはならない。当社の要請により、当社に由来するすべての情報（複製物および記録を含む）および貸与された物品を、不当な遅延なく当社へすべて完全に返還するか、破壊しなければならない。当社は、これらの情報に対する一切の権利（著作権および特許、実用新案、半導体保護などの産業財産権の申請権を含む）を留保する。また、当社に対し第三者からこれらの情報が提供される場合、その権利の留保は、同様に当該第三者の利益のために適用される。

15.2 当社が作成した図面などの文書および模型などもしくは当社の秘密情報に基づいて製造された製品、または当社の工具もしくは当社の工具から複製された工具を使用して製造された製品は、サプライヤー自身によって使用したり、第三者に支給または提供したりしてはならない。これは、また、印刷された注文書にも同様に適用される。

## 16. 輸出管理および税関

16.1 サプライヤーは、本製品の原産国の輸出管理に関する法令および税関規則のみならず、ドイツ、ヨーロッパ、米国または日本の輸出管理に関する法令および税関規則ならびに本製品の原産国の輸出管理に関する法令および税関規則の下で本製品に適用されるいかなる輸出（再輸出）承認の要件または制限についても、業務書類により当社に通知する義務を負い、承認要件に従うことを要件として、本製品に関する次の情報をライセンス要件に従い、最初の納入前に十分な余裕をもって、[export.eco@etas.com](mailto:export.eco@etas.com) 宛てに、送信する義務を負うものとする。

- a) ETAS の品目番号
- b) 本製品の説明
- c) 米国商務省規制品目リストに基づく輸出規制分類番号（ECCN : Export Control Classification Number）など、適用されるすべての輸出リスト番号
- d) 商業政策に基づく本製品の原産国
- e) 本製品の HS コード
- f) 問い合わせ対応する、サプライヤーの対応組織の窓口担当者

16.2. サプライヤーは、WCO SAFE 基準の枠組みの定義による自己のビジネスモデルに対応する適切なサプライチェーン安全対策を講じ、また、特に AEO（Authorized Economic Operator）事業者認定の維持に必要な措置を講じる点で当社を支援する義務を負う。サプライヤーは、承認書・認定書または宣言書（安全宣言書、C-TPAT もしくは同様のプログラムの範囲内の宣言書など）によるなど、適切な証拠を提示する義務を負う。当社または当社の指示を受ける第三者は、本項に従い、サプライヤーの施設においてサプライヤーの証明書を点検する権利を有する。

16.3. サプライヤーは、商業上の原産地または必要なそれぞれの特恵原産地につき、拘束力ある方法で当社に知らせる義務を負う。従って、サプライヤーは、該当する有効な EU 施行規則に従い、当社の請求から 21 日以内に、欧州連合内の商品納入に関するサプライヤーの長期納入宣言書を発行するものとする。また、サプライヤーは、自由貿易協定/特恵貿易協定の締結国からの商品の納入につき、必要なそれぞれの原産地証明書を実際に同封する。商業上の原産地は、それぞれのコマーシャルインボイスに表示するものとし、必要に応じて、原産地証明書を発行する。最初の託送の場合、原産地データは、遅くとも最初の納入時点で、書面で通知されなければならない。商品原産地の変更は、当社に対し直ちに書面で通知されなければならない。

16.4. 税関国境を通過する商品の納入の場合、サプライヤーは、コマーシャルインボイス、納品書および完全かつ正確な輸入通関申告のための情報など、納入に必要な書類のすべてを同封する義務を負う。インボイスに関しては、以下を考慮するものとする。

- a) 上記に加え、商品価格に含まれない費用（商品の納入に関連する研究開発費、ライセンス料金、工具費、物品納入に関する買主の支給品など）は、インボイスに別途、個別に記載するものとする。
- b) 無償納入の場合、サプライヤーは、見積り送り状に、公正な市場価格を反映する価値を示すとともに、「For Customs Purpose Only」（通関目的に限る）との注意書きを付す義務を負う。また、インボイスまたは納品書には、無償納入である理由（サンプル品の無償出荷など）も記載しなければならない。

- 16.5. サプライヤーは、関税または通関費用に関し、当社の支払義務を縮小し、または最小限に抑えるため、利用可能なあらゆる手段により当社を支援しなければならない。
- 16.6. サプライヤーが第 15.1 項乃至第 15.5 項に基づく義務の不履行を繰り返す場合、当社はサプライヤーに対する他の権利にもかかわらず、また、サプライヤーに対して責任を負うことなく、当社は、影響を受ける契約を撤回または通知を行わずに解除する権利を有する。

## 17. 法令遵守

- 17.1 サプライヤーは、当社との取引関係の枠組みにおいて、自己の商取引または公務員との取引の場合のいずれにおいても、適用されうる腐敗防止規則の違反する利益の提示または供与、奨励または受領を行わないことを約束する。
- 17.2 サプライヤーは、当社との取引関係の枠組みにおいて、適用されうる独占禁止法のもとでの競争の妨害、制限または歪曲を意図して、またはそれらを引き起こすような契約を他の企業との間で締結しないこと、またはこうした協調行為を他の企業と行うことに合意しないことを保証する。
- 17.3. サプライヤーは、一般的な最低賃金を定める適用法を遵守し、自己の契約する再委託業者にも同様に責任を負うことを保証する。サプライヤーは、当社の要請に応じて、前述の保証の遵守を証明するものとする。前述の保証に違反があった場合、サプライヤーは、あらゆる第三者からの当社に対する損害賠償請求から当社を免責し、これに関連して当社に課される罰金が科せられる場合はそれらを補償する義務を負う。
- 17.4 サプライヤーは、従業員の処遇、環境保護および職場での健康と安全に関する自国の法令を遵守するものとし、自己の業務活動が人間および環境に与える悪影響を減らす努力をするものとする。この観点から、サプライヤーは、可能な限り、ISO 14001 に基づく管理システムを構築し、一層発展させるものとする。さらに、サプライヤーは、当社の親会社たる Robert Bosch GmbH の取引先のための行動規範 ([www.purchasing.bosch.com/compliance](http://www.purchasing.bosch.com/compliance)) および国連グローバル・コンパクト・イニシアチブ (Global Compact Initiative) の原則に準拠しなければならない。これは、基本的に、国際的な人権の保護、強制労働および児童労働の廃止、人事・雇用における差別撤廃および環境に対する責任に関連する原則である ([www.unglobalcompact.org](http://www.unglobalcompact.org))。
- 17.5. 17.1~17.4 項の義務の違反が疑われる場合、サプライヤーは、不当な遅延なく、疑いのある違反につき調査を行い、実施された調査について当社に通知しなければならない。正当な根拠がある場合、影響を受けたサプライチェーンを明らかにしなければならない。疑いが嫌疑が正当であることが証明された場合、サプライヤーは、将来の違反を防止するために自己の組織内で講じた手段を、手段の実施後から合理的な期間内に当社に通知しなければならない。サプライヤーが、合理的な期間内に上記義務を遵守しない場合、当社は、サプライヤーとの契約を、即時撤回または解除する権利を留保する。
- 17.6. サプライヤーによる法の重大な違反の場合、および、17.1~17.4 項の規定の違反の場合、当社は、既存の契約を通知なしに撤回または解除する権利を留保する。

## 18. 履行地

別段の合意がない限り、履行地とは、契約に従って商品が納入される場所またはサービスが提供される場所をいう。

## 19 雑則

- 19.1 本購買条件の条項、または締結済みの他の契約の条項の一つが無効になったとしても、本購買条件の他の条項の有効性が影響を受けることはない。本購買条件の当事者は、無効な条項を、

その経済的観点から可能な限り同等の主旨の条項に置き換えることに合意しなければならない。

19.2 契約関係は、抵触法に関する規定および国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）を除き、日本法のみ準拠するものとする。

19.3 本契約条件に基づく契約関係から直接または間接に生じるすべての法的紛争の裁判地を日本国東京とする。地方裁判所に提起される訴訟については、東京地方裁判所（東京都千代田区霞が関 1-4-4）が裁判管轄権を有し、その地を裁判地とする。さらに、当社は、サプライヤーの本店または支店を管轄する裁判所または履行地を管轄する裁判所に対し、当社の裁量により、訴訟を提起する権利を有する。

## ETAS GmbH および関連会社（以下、「ETAS」という）の オープンソースソフトウェアに関する追加製品購買条件書

### 1. 範囲

a) 本購買条件は、更新も含め、コード様式（ソースコード、オブジェクトコード、実行コードなど）に関わらず、統合ソフトウェア（＝組み込みソフトウェア）を含むソフトウェアおよびハードウェア（以下、「契約製品」という）の取得/ライセンスに関連する企業間取引に適用される。本購買条件は、特に、貴社（以下、「サプライヤー」という）が下記に該当する場合に適用される。

- (1) FOSS コンポーネントを含むソフトウェアおよび技術の一方または両方を ETAS にライセンス供与する場合
- (2) FOSS コンポーネントを含むソフトウェアおよび技術の一方または両方を ETAS のために設計する場合
- (3) ① 当該製品にバンドルされている、② インストールされている（製品の一部としてファームウェアに統合されている、など）または③ 別途流通されているが当該製品と一緒に使用することが意図されているかのいずれかの形で FOSS コンポーネントを含むハードウェア製品を ETAS に販売するか他の方法で提供するかの方またはその両方を行う場合
- (4) ETAS または ETAS のパートナーもしくは顧客のためのサービスとともに FOSS コンポーネントを提供する場合

b) 本追加製品購買条件は、ETAS がサプライヤーの一般的条件を承知して契約製品を受け入れる場合であっても、本追加製品購買条件に反するサプライヤーが使用する一般的条件を排除する。

### 2. 定義

a) 「オープンソースソフトウェア」または「フリーオープンソースソフトウェア」または「FOSS」または「FOSS コンポーネント」は、本文書では以下のソフトウェアをいう。

(1) 次の一方または両方に該当するライセンス契約に基づくもの

- オープンソースイニシアチブおよびフリーソフトウェア財団の一方または両方の認可を受け、どちらか一方のウェブサイトに掲載されている
- 素材および情報（ライセンステキスト、著作権/著者表示、ソースコードまたはその書面での提供、メイクファイル、スクリプト、他のソフトウェアなど）の一方または両方もしくはは素材および情報の一方または両方へのリンク（「追加的な FOSS 資料」）がソフトウェアと共に提供されているか、別途開示されている（「FOSS ライセンス」）場合に、ソフトウェアの流通またはアクセス提供のみが認められている



(2)フリーソフトウェアである（と言われている）、公知となっている、またはそれ以外の形で無料である（以下、「フリーソフトウェア」という）もの

- b) 「コピーレフト条件」は、GNU General Public License（一般公有使用許諾）バージョン 2 および Mozilla Public License（モジラ・パブリック・ライセンス）バージョン 1.1 など、FOSS ライセンスの条件に基づく FOSS コンポーネントの修正または派生創作物を求める FOSS ライセンスをいう。

### 3. FOSS に関する契約、コピーレフト条件、サプライヤーの義務

- a) FOSS は、当事者間で書面（ファックス、電子メールを含む）にて明確に合意され、ETAS の署名する ANNEX FOSS に一覧が記載されている限りで、契約製品に含めることができる。また、コピーレフト条件に基づくソフトウェアは、両当事者間で書面（ファックス、電子メールを含む）にて特に合意されている場合、契約製品の一部とすることができる。サプライヤーが、契約製品内において FOSS コンポーネントおよび FOSS ライセンスの一方または両方を追加、更新または修正しようとする場合、サプライヤーは、最新の ANNEX FOSS 上で、意図する変更に対する ETAS の書面による事前承認を求め、これに対し、ETAS は、不合理に承認を差し控えないものとする。
- b) ANNEX FOSS には、契約製品に含まれるか、契約製品の使用に関連する FOSS コンポーネントに関する以下の情報を含むものとする。(1) FOSS コンポーネントの名称、バージョン番号および出所の URL、(2) FOSS ライセンスの名称およびバージョン番号/「フリーソフトウェア」がそれぞれ適用可能であるか否かの表示
- c) サプライヤーは、契約製品に含まれるすべての FOSS（FOSS ライセンス・著作権法などを含む）について、どのような形でこれに付随するかに関係なく、一切の義務を遵守し（以下、「FOSS に関する義務」という）、また、契約製品またはそのソフトウェアの各版の各開発状態および最終状態に関して、各納品時にまたは ETAS が要請し次第、特にすべての追加的な FOSS マテリアルのすべておよび特に以下のマテリアルおよび情報を、共通ファイルフォーマット（これは、ETAS が指定することができる）にて提供する。
- (1) 以下を記載した、FOSS コンポーネントの一覧リスト：(a) FOSS コンポーネントの名称およびバージョン番号、(b) FOSS ライセンスの名称およびバージョン番号（GNU Lesser General Public License バージョン 2.1 など）/個別に「フリーソフトウェア」が応用可能であるか否かの表示、(c) FOSS コンポーネントの出所、(d) 著作権表示および表示ファイルのコンテンツ（Apache ライセンスなど）、(e) ライセンステキスト別の許可表示、(f) FOSS コンポーネントが修正されたか否かの情報、(g) 存在し得るコピーレフト条件に関する情報、(h) リンク形式（動的/静的）
  - (2) FOSS コンポーネントのファイルネーム、個別ライセンシングテキストならびに冒頭に適切な見出しおよび目次を付けた各 FOSS コンポーネントの著作権/著者表示を収録したファイル（以下、「必須情報文書」という）
  - (3) 個別 FOSS ライセンスが要求する場合：FOSS ライセンスにより ETAS が契約製品の販売にその提供が求められる場合に限り、FOSS のすべておよび他ソフトウェアのすべて（メイクファイル、スクリプトなどを含む）の全ソースコードファイルのアーカイブファイルならびにそのソースコードをインストール可能なオブジェクトコードに構築するための指示（必要な場合、「完全なる関連ソースコード(CCS)」などを含む）
- d) サプライヤーは、ETAS が ETAS の FOSS に関する義務を完全に遵守して各個別契約製品が販売できるような方法において、上記 3.c)項に記載される自己の義務を果たすものとする。FOSS ライセンスがこれを求める場合、追加的な FOSS 素材および特に 3.c)項(2)および(3)において指定される素材および情報は、読み取り可能な形式（印刷物/CD または他の標準的データ媒介物/文書化さ

れた表示用プログラムファンクション) で、各契約製品に添付されなければならない。これを、ETAS は書面で指定することができる。

#### 4. サプライヤーの FOSS 保証・表明、合意された FOSS のみ、完全情報、ライセンス違反/不適合の禁止、コピーレフト条件

ETAS の他の権利を制限することなく、サプライヤーは、以下を保証し、表明する。

- a) 上記 3.a)項に従い合意された以外の FOSS は、契約製品には含まないこと
- b) 上記 3 条に従い提供する素材および情報は、完全かつ正確であること
- c) 契約製品に含まれるか、その利用に関連する各 FOSS コンポーネントは、現在も今後も以下に該当しないこと
  - (1) FOSS コンポーネントが他の FOSS コンポーネントまたは著作権ソフトウェアと共に使用される、これに接続される、または相互作用するような方法で、かような FOSS コンポーネントに関する FOSS ライセンス条件に違反すること
  - (2) 契約製品または ETAS のいずれかの製品に使用される独自のソフトウェアが、契約製品の意図される用途によって当該ソフトウェアと共に FOSS コンポーネントが使用される、これに接続される、または相互作用するような方法で、FOSS ライセンス条件の対象となること
- d) 契約製品に含まれる FOSS コンポーネントの使用、加工、編集、移転に関してサプライヤーが拘束されているか、本契約に基づき規定されているその用途に関連する FOSS ライセンス条件のすべてをサプライヤーが完全に遵守していること
- e) 特に、コピーレフト条件の影響からの保護を含め、契約製品の意図される用途に従い、契約製品または ETAS のいずれかの製品に使用される著作権ソフトウェアを保護するため、ETAS の指示のすべてに従っていること

#### 5. サプライヤーの FOSS に関する治癒

ETAS の他の権利を制限することなく、サプライヤーが上記 3 条に規定される自己の義務または上記 4 条に定めるサプライヤーの保証および表明に違反した場合、サプライヤーは、合意された開発期間・納期内に、また、違反に気づき次第、直ちに以下を行うものとする。

- a) 上記 3 条および 4.a)項に基づき、合意されていない FOSS コンポーネントを合意されたソフトウェアと交換し、不正確または不完全な素材および情報を是正または完全なものにする
- b) 上記 3.c)(3)項に違反して提供されていないソフトウェアを、ETAS に引き渡す
- c) 上記 4.c)~e)項の保証の違反を治癒する

#### 6. サプライヤーの FOSS に関する免責

ETAS の他の権利を制限することなく、サプライヤーは、作為であるか不作為であるかに関係なく、以下に関する不履行または不適時の履行を起因とするすべての費用、出費および損害につき、ETAS を免責するものとする。

- a) 契約製品に関連する FOSS ライセンスまたは著作権法
- b) 上記 3 条においてサプライヤーに規定された義務
- c) 上記 4 条において合意された表明および保証に対する違反または上記 5 条において合意されたその結果の治癒に対する違反